

次の者に係る令和5年度から令和7年度の国民健康保険税納税通知書等は、送達不能のため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達します。

なお、当該公示送達を受ける者に係る新規賦課分の納期限は令和8年7月31日とし、納税通知書等は健康部国民健康保険課に保管して、名宛人又はその関係者からの申出があれば、いつでも交付します。

令和8年6月10日

前橋市長 小川 晶

記

公示送達を受ける者 別紙のとおり